

第3回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会 次第

○日時：令和4年8月4日（木）

午後2時～午後3時30分

○場所：宇都宮市役所 議会棟 第2委員会室

1 開会

2 議事

(1) 火災事故に関する検証について（前回の継続） ······ 資料1

(2) 再発防止策等について ······ 資料2

(3) 報告書の素案について ······ 資料3

3 その他

○ 今後の委員会の予定等について

4 閉会

宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会 委員名簿

氏 名		所 属 ・ 職 名 等	備 考
宇都宮市	サカイ ノリヒサ 酒井 典久	副市長	委員長
	オオタケ ノブヒサ 大竹 信久	行政経営部 部長	
	アオキ カツユキ 青木 克之	総合政策部 部長	
	アオキ ヨウコ 青木 容子	理財部 部長	
	フナヤマ シンイチ 船山 伸一	環境部 部長	副委員長
学識委員	アオキ タカオ 青木 隆夫	栃木県弁護士会	弁護士
	サカイ ヤスゾウ 酒井 保藏	宇都宮大学 工学部 准教授	学識経験者
	ニシキ シンノスケ 錦 慎之助	帝京大学 理工学部 講師	学識経験者
	フジワラ ヨシフサ 藤原 由房	宇都宮市自治会連合会 会長	市民代表
	フジワラ シュウジ 藤原 周史	一般財団法人日本環境衛生センター 東日本支局 環境事業第三部 部長	廃棄物処理専門家

資料 1

検証 7：各種法令等に基づく解釈

1 受任者の注意義務

法的観点として、事案に係る「予見可能性」(※1) 及び「結果回避可能性」(※2) の有無を検証し、そのどちらも「ある」場合、注意義務違反となる。

【検証結果（案）】（別紙1のとおり）

⇒ 予見可能性及び結果回避可能性がないことから、注意義務違反は認められない。

※1 予見可能性

自分の行為から一定の結果が認識できた可能性

※2 結果回避可能性

予見した一定の結果を回避することができた可能性

2 損害賠償に係る契約書等の規定内容

(1) 契約書と仕様書の相違点

契約書	仕様書
業務の履行中に生じた損害は、市の責任による場合を除き、受託者の負担	<ul style="list-style-type: none">受託者の故意又は重過失により発生した火災、盗難、破損によって委託者に損害を与えた場合は、受託者が負担する。受託者が施設を故意又は重過失により休止し、適正なごみ処理に支障をきたした場合は、委託者は受託者に損害賠償を請求できる。

(2) 顧問弁護士の見解

- 一般的に過失があれば、民法上の不法行為による損害賠償請求が可能であるが、契約により重過失と規定した場合は、当該規定が特約となる。
- 契約内容を変更するには、当事者間の合意が必要である。

(3) 検証結果（案）

- 本件火災事故を重く受け止め、より高い意識の下で、安全かつ適切に施設の運転・管理を行うため、不法行為の規定と同様に、仕様書中の「重過失」を「過失」に変更する。併せて、仕様書において規定する損害賠償請求の対象範囲の精査を行う。
- 契約内容の変更については、当事者間の合意が必要であることから、速やかに受託者との調整を図る。

受任者の注意義務（検証 7 関係）

検証対象	第2回事故対策委員会における意見	顧問弁護士の見解	検証結果（案）
中央制御室におけるごみピットの監視 ⇒ 火災発報から 8 分後には、煙で炎の確認が困難だったという中、火災発報前に中央制御室におけるモニターでは、煙の立ち昇りなど、ごみピット火災の兆候が確認できなかったのか。	<ul style="list-style-type: none"> 火災覚知システム作動前には、炎は見えなくとも煙が発生していたと考えられる。 <u>ごみピットに照明はあるものの、夜間は天井の採光窓からの光もないため薄暗かったのではないか。</u> また、<u>監視カメラは平成 13 年度に導入されたものであり、最新のものと比較し、不鮮明である。</u> <p>⇒ <u>モニターで煙を確認することは極めて困難だったのではないか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 当時の状況からモニターで火災の兆候（煙）を確認することは困難だったとする委員会における意見には一定の合理性があると考えられる。 <p>⇒ 委員会における意見を勘案すると、<u>火災発生の予見可能性はない</u>と考えられることから、<u>注意義務違反は認められない</u>と判断することが相当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予見可能性：ない。 当時の状況から、モニターで火災の兆候（煙）を確認することは、困難だったと考えられる。 予見可能性がないため、結果回避可能性はない。 <p>⇒ 注意義務違反は認められない。 ただし、監視方策の強化などの再発防止策を講じる必要がある。</p>
消防への通報判断 ⇒ 大空間であるごみピットに、煙・水蒸気が発生し、火元が確認できない状態だった時点で消防に通報できなかつたのか。	<ul style="list-style-type: none"> 0 時から 0 時 30 分には出火し、1 時 51 分に火災覚知システムが作動したという時間軸からすると、<u>視認できないごみの内部で火が燃えている</u>と想定される。 <u>火災覚知システムが作動した時点では、炎が表面に達し、相当程度火災が進行していた</u>と考えられる。 <p>⇒ この状況からすると、<u>火災覚知システム作動後、直ちに消防に通報したとしても、延焼は免れなかつた</u>のではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大空間であるごみピットに、煙・水蒸気が発生し、火元が確認できない状態だったことを考慮すると、<u>何らかの被害が生じる</u>ことは予見できたと考えられるが、どの程度の被害が生じるか、という具体的な被害の内容まで予見できたとは言えないと考えられる。 火災覚知システム作動後、直ちに消防に通報したとしても、<u>延焼は免れなかつた</u>とする委員会における意見には一定の合理性があると考えられる。 <p>⇒ 委員会における意見を勘案すると、<u>火災被害の結果回避可能性はない</u>と考えられることから、<u>注意義務違反は認められない</u>と判断することが相当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予見可能性：ないとまでは言えない。 当時の状況を客観的に見ると、<u>どの程度の被害が生じるか</u>という具体的な被害の内容まで予見できたとは言えないが、何らかの被害が生じるということは予見できたと考えられる。 結果回避可能性：ない。 <u>火災覚知システム作動後、直ちに、消防に通報したとしても、延焼は免れなかつた</u>と考えられる。 <p>⇒ 注意義務違反は認められない。 ただし、当時の状況からすると、少なくとも何らかの被害が生じることは予見できたと考えられ、これまでの発煙事案に比べ明らかに状況が異なっていたであろうことを考慮すれば、火災覚知後、速やかに消防に通報すべきであった。 迅速な消防への通報などの再発防止策を講じる必要がある。</p>

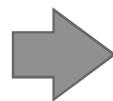
再発防止策等について

1 課題と再発防止の方向性（第2回委員会資料から要約）

再発防止策を検討するに当たり、第2回委員会で出された課題と再発防止の方向性について、① 運営体制、② 消火設備等、③ その他の分野別に分類する。

○ 検証 1：運営体制

- 直接監視する機会を増加
⇒ 全炉休止中においても、ごみピットを直接監視するなどの体制強化の検討



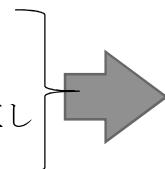
① 運営体制

○ 検証 2：火災警知システム

検証 3：消火設備の運用

検証 4：消防設備の維持管理

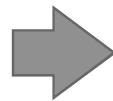
- 火災の速やかな覚知
⇒ 火災警知システムの性能向上など、迅速な火災の認知方法の検討 など
- 効果的な初期消火に向けた消防設備の見直し
⇒ 火災警知システムと連動して放水する設備などの検討



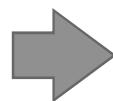
② 消火設備等

○ 検証 5：119番通報までの初動対応

- マニュアルの適切な運用
⇒ 改定マニュアルに基づく、定期的な消防訓練の実施など
- 消防への通報専用の電話回線の確保
⇒ 消防通報用の専用電話回線の確保（クリーンセンターや下田原と同様のもの）



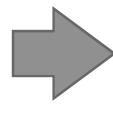
① 運営体制



② 消火設備等

○ 検証 6：出火原因

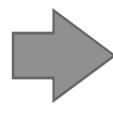
- 危険ごみ混入の未然防止
⇒ 分別の効果的な周知方法などの検討



③ その他

○ 検証 7：各種法令等に基づく解釈

- 損害賠償に係る契約書等の規定の相違
⇒ 契約書と仕様書における損害賠償の規定について整合を図る必要がある。



③ その他

2 再発防止策等の検討

- ・ 第2回委員会で抽出した課題等について、分類した項目ごとに、再発防止策の検討を行う。
- ・ 各項目の対策実施のタイミングは、以下のとおりとする。
 - ・ **短期的実施** : 準備が整い次第、速やかに実施すべきもの
 - ・ **中長期的実施** : 導入効果等を十分に検討の上、実施すべきもの
- ・ これまでの委員会で学識委員から出された指摘事項等については、各項目の見出しに【学識委員意見】と表示する。

3 具体的な再発防止策等

① 運営体制

＜課題の抽出と再発防止の方向性＞（第2回委員会資料の抜粋。以下、同様）

- ・ 火災覚知システムだけに頼ることなく、システムを補完するための仕組みを構築する必要がある。

⇒ 全炉休止中においても、ごみピットを直接監視するなどの体制強化の検討

短期的実施

- ・ **人的な監視体制の強化**

全炉休止時の夜間において、クレーンによる搅拌作業終了後に、ごみピットの定刻監視等を行うなど、人的な監視体制の強化を図る。

<課題の抽出と再発防止の方向性>

- ・ 「ごみピット火災の火災報が鳴動したとき」に119番通報を行うなど、受託者は、既にマニュアルを改定していることから、今後については、適切に運用できるようにする必要がある。

⇒ 改定マニュアルに基づく定期的な消防訓練の実施など

- ・ マニュアル等において、ピット火災時の付帯設備の運用方法を位置付ける必要がある。

⇒ ピット火災時の、脱臭装置や排煙窓など付帯設備の運用方法の再検討

短期的実施

- ・ **連絡体制の見直し（令和4年3月に改定済）**
誰もが迅速に消防への通報を行えるよう、消火作業が必要と判断した時点で火災として消防に通報するよう、マニュアルの見直しを行った。
- ・ **運転管理業務に関する各種マニュアルの見直し【学識委員意見】**
幅広い視点から、あらかじめ非常時の対応を明確化し、的確な施設管理を行っていくため、各種マニュアルの見直しを行う。
 - ⇒・ 非常時における来場者の退避誘導や委託業務従事者の退避基準
 - ・ 火災時における脱臭装置や排煙窓などの付帯設備の運用方法など
また、併せて、火災事故や災害に直結する可能性のある事故一步手前の事例（いわゆるヒヤリハット事例）について、これまで以上に従事者間での情報共有や予防策の検討を行うなど、対応を強化する仕組みをマニュアルに位置付ける。
- ・ **より一層実戦的な消防訓練の実施**
各関連設備の操作訓練や夜間訓練、新たな火災マニュアルに基づく訓練など、火災発生時の初動等において、各従事者が円滑に行動を起こせるよう、より一層実践的な消防訓練を行う。

② 消火設備等

＜課題の抽出と再発防止の方向性＞

- ごみの表層部での火炎がすぐに発生しない火災の場合でも、火災を速やかに覚知する必要がある。
⇒ 火災覚知システムの性能向上など、迅速に火災を認知できる方法の検討

短期的実施

・ 火災覚知システムの更新【学識委員意見】

火災の兆候を速やかに捉えるために、ごみの表面温度を監視するシステムに変更する。

[更新予定の設備]

項目	更新前の機能	更新後の機能
検知方式	炎のゆらぎを検出	ごみの表面温度を測定・解析
検知距離	50m以内	制限なし
放水銃との連動	対応不可	対応可能

＜課題の抽出と再発防止の方向性＞

- 受託者による初期消火活動は迅速に実施されたものの、火元が目視できない状態の中で手動による放水であったことから、より効果的な初期消火の実施に向け、消防設備の見直しが必要である。

⇒ 火災覚知システムと連動して放水する設備などの検討

短期的実施

・ 自動放水銃の導入【学識委員意見】

より迅速かつ効果的な初期消火が行える消防設備に機能向上を図るため、自動放水銃を導入する。

[更新予定の設備]

項目	更新前	更新後
数量	2基	2基
操作方法	遠隔手動	自動・遠隔手動
放水量	500L/分	550L/分
火災覚知システムとの連動	なし	あり

- ・ **監視カメラの常時録画設備の導入とカメラの高画質化【学識委員意見】**

ごみピット内への滑落などにとどまらず、火災や消火の状況などを含めた監視を強化するため、ごみピット内の監視カメラ映像を常時録画できる設備の導入とカメラの高画質化、監視モニターの大型化を図っていく。
⇒ 録画装置：ハードディスク等で記録し、1週間程度で自動上書きしていくなどの機能追加
監視カメラ：フルハイビジョン（200万画素）以上の高画質化
ごみピット監視モニター：現況24インチを大型化

中長期的実施

- ・ **複数の火災覚知方法の検討【学識委員意見】**

火災覚知の精度や速度の向上のため、一酸化炭素（CO）検知センサーの設置など、複数の方式による火災覚知方法を検討する。

＜課題の抽出と再発防止の方向性＞

- ・ クリーンパーク茂原は、市民生活に伴うごみを処理する重要な施設であることから、確実に119番通報できるよう、専用の電話回線を確保する必要がある。
⇒ 119番通報用の専用電話回線の確保
(クリーンセンターアイ田原と同様のもの)

短期的実施

- ・ **専用電話回線の確保**

非常時であっても、迅速に消防への通報を行えるよう、中央制御室に消防への専用電話回線を確保する。

中長期的実施

- ・ **最新技術の導入検討【学識委員意見】**

各種消火設備の更新については、法令の見直し等による更新のほか、技術進歩を踏まえながら、10年を目安に最新技術の導入を検討する。

③ その他

ア ごみの分別徹底による火災の未然防止

〈課題の抽出と再発防止の方向性〉

- リサイクル品（ビン、缶など）は、収集後でも選別する技術が高度化されてきているが、焼却ごみは、一度に搬入される量が多いなど、収集後に選別を行うことが困難であることから、危険ごみの混入をできる限り未然に防ぐ必要がある。

⇒ 分別の効果的な周知方法などの検討

短期的実施

- 全市民に向けた正しいごみの分け方・出し方の周知・啓発【学識委員意見】**
これまで、毎月実施している新聞折込チラシや自治会回覧などによる周知に加え、自治会未加入者などに対し、テレビのデータ放送やごみ分別アプリなどの各種媒体を活用した幅広い周知を継続して行っていく。
特に発火しやすい小型充電式電池などについては、家電量販店などにある回収ボックスの設置場所の一覧などを分かりやすく市ホームページ等で周知していく。（実施済）
- ごみ処理施設への事業系持ち込みごみの展開調査の強化**
現在、処理不適物の搬入防止を目的に、随時、事業系持ち込みごみの中身を確認する展開調査を実施しているが、今後、発火のおそれのあるごみの混入抑止の観点も含め、調査の強化を図っていく。

中長期的実施

- 小型充電式電池等の行政回収の検討【学識委員意見】**
現在、本市で回収していない小型充電式電池やボタン型電池等について、ごみステーションや拠点回収など、行政回収と処理の方策を検討する。

イ リスクに係る責任範囲の明確化

＜課題の抽出と再発防止の方向性＞

特段の事情がないのであれば、「重過失」を「過失」に変更するとともに、契約書と仕様書の規定内容の整合を図る。

短期的実施

- ・ 委託者の受託者に対する損害賠償請求に係る契約内容の見直し【学識委員意見】
 - ・ 予見可能性及び結果回避可能性がないことから、受託者に注意義務違反は認められないが、本件火災事故を重く受け止め、より高い意識の下で、安全かつ適切に施設の運転・管理を行うため、不法行為の規定と同様に、仕様書中の「重過失」を「過失」に変更する。併せて、仕様書において規定する損害賠償請求の対象範囲の精査を行う。
 - ・ 契約内容の変更については、当事者間の合意が必要であることから、速やかに受託者との調整を図る。

ウ 緊急時のごみ処理体制の構築

短期的実施

- ・ 緊急時のごみ処理受け入れ先の確保

今回の火災を踏まえ、事故に加え、設備の故障や大規模な改修の際にも対応できる体制を構築するために、他自治体等でのごみ処理の対応や手順を明確化したマニュアルを整備するとともに、緊急時でも安定したごみ処理を行えるよう、周辺自治体等とのさらなる連携強化を図っていく。

宇都宮市クリーンパーク茂原

事故対策委員会報告書

(素案)

令和 4 年 8 月

宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会

目 次

第1 はじめに	3
第2 クリーンパーク茂原 焼却ごみ処理施設の概要	4
第3 火災について	5
1 火災の概要	
2 被害状況	
3 出火原因	
第4 火災による影響	7
1 周辺の生活環境	
2 ごみ処理	
3 費用	
第5 火災事故の経過	9
第6 火災事故に関する検証	15
1 運営体制	
2 火災覚知システム	
3 消火設備の運用、消防設備の維持管理	
4 119番通報までの初動対応	
5 出火原因	
6 各種法令等に基づく解釈	
第7 火災事故防止に向けた再発防止策	□□
第8 事故対策委員会の経過と委員名簿	□□
第9 資料編	□□
1 ●●●●●●●●	
2 ●●●●●●●●	
3 ●●●●●●●●	
4 ●●●●●●●●	
5 ●●●●●●●●	

第1 はじめに

宇都宮市の南端、上三川町や下野市と隣接した宇都宮市茂原町に立地している清掃工場「クリーンパーク茂原」において、令和4年2月1日の未明、大規模な火災が発生しました。

火災が起こった箇所は、清掃工場に運び込まれた“焼却ごみ”を一時的に貯留しておく「ごみピット」内でしたが、長時間にわたって燃えたため、火災の熱などによって、清掃工場内の多くの設備、特に、ごみを焼却炉に運ぶクレーンなどの基幹設備が大きく損傷し、焼却炉については損傷を免れたものの、“焼却ごみ”的処理が一時的にできなくなりました。

この結果、本市のごみ焼却能力の約7割を失うという、これまでに例のない非常事態に陥りましたが、市民の皆様へ“焼却ごみ”的削減をお願いしたことの効果や、他の自治体の清掃工場・民間の廃棄物焼却施設に“焼却ごみ”的処分を受け入れていただいたことなどにより、施設の稼働停止前と同様、家庭系“焼却ごみ”的週2回収集は維持されており、市民生活の大きな混乱は、何とか避けられている状況にあります。

また、現在、“焼却ごみ”的処理再開に向け、クレーンなど、損傷を受けた設備の修繕や調整などが急ピッチで進んでおり、間もなく、火災事故前の処理体制に戻ることです。

しかし、当然のことですが、同じような火災を再び起こすことは許されません。そこで、今回の火災事故を検証し、再発防止策を検討することとしました。

火災発生時、この清掃工場では、年に1回、設備を止めて点検作業を行っており、焼却炉の運転を停止していました。

なぜ、火の気が無かつたはずの「ごみピット」で火災が起こったのか、火災が発生した後、適切な対応が行われたのか、再発防止策として、具体的な取組はどのようなものか、などの事項について、副市長を委員長として、本市職員と外部有識者で構成する「宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会」で検証・検討してきたところです。

本報告書は、この委員会で検証・検討した内容や、再発防止に向けた提言などをまとめたものですが、この報告書により、今後、より多くの方が、身近な生活から排出される“焼却ごみ”的処理について、改めて見つめ直すきっかけとなることを願ってやみません。

第2 クリーンパーク茂原 焼却ごみ処理施設の概要

所在地 ・・・・・・・ 栃木県宇都宮市茂原町777番地1ほか
事業主体 ・・・・・・・ 宇都宮市
※ 上三川町、旧 石橋町（現 下野市）との広域事業
建物 ・・・・・・・ 管理棟（地上3階建て）
建築面積：816 m² 延床面積：1,575 m²
工場棟（1階～地上7階建て）
建築面積：8,725 m² 延床面積：24,741 m²
煙突 ・・・・・・・ 高さ：80m
焼却炉形式 ・・・・・・・ 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
焼却能力 ・・・・・・・ 390 t／日（130 t／日×3炉）
灰溶融炉形式 ・・・・・・・ 電気溶融方式（3相アーク式）
灰溶融能力 ・・・・・・・ 40 t／日（1炉）
発電能力 ・・・・・・・ 定格出力：7,500 kW

排ガス計画値

種類	計画値	参考（法規制値等）
ばいじん量	0.02 g/Nm ³ 以下	0.15 g/Nm ³ 以下（設計時）
硫黄酸化物	30 ppm 以下	K値8(約2,160 ppm)以下
塩化水素	50 ppm 以下	430 ppm 以下
窒素酸化物	70 ppm 以下	250 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下

※ 現在のはいじんの排出規制値は、0.04 g/Nm³以下

CP茂原の地図

第3 火災について

1 火災の概要

(1) 発生前の状況

- この焼却施設では、宇都宮市と上三川町、下野市の石橋地区（旧 石橋町）の一般廃棄物（家庭系：無料と事業系：有料、以下「ごみ」という。）を処理している。
- ごみの搬入は、月曜日から土曜日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後4時30分までの時間帯で受け付けており、祝日も受け付けている。
ただし、土曜日が祝日の場合は、搬入を受け付けていない。
- 可燃ごみの焼却は、通常、24時間体制で行っている。
ただし、年に1度、約2週間だけ焼却炉を止めて（以下「休炉」という。）、焼却炉やその他の設備の点検作業を実施している。
- 火災の発生した令和4年2月1日（火曜日）は、ちょうど、この点検作業の期間であった。
[令和4年1月28日（金曜日）から同2月12日（土曜日）までの予定]
- 火災発生の前日、1月31日（月曜日）は、休炉していたものの、日中はごみの搬入を受け付けており、このため、日中から夜間にかけて、ごみピットでクレーン操作を行い、焼却ごみを均一に燃焼させるための攪拌や、堆積したごみの積み直しなどの作業をしていた。
- 火災発生の直前である前日の午後8時から、従業員3名での夜勤体制となっており、クレーン作業については、午前0時まで行った後、午前6時まで休止する予定だった。

(2) 発生後の状況

- 2月1日（火曜日）午前1時51分、施設内各所をモニターで監視する「中央制御室」で、火災の発生を知らせる火災警報システムが発報した。
- 直後から、従事者による消火活動が継続して行われたが、火勢が衰えず、午前2時45分に消防へ通報し、同56分、消防が到着した。
- 消防による消火活動により、同日午後6時に火災を鎮圧したものの、放水は継続して行われ、翌2月2日（水曜日）午後4時に鎮火した。

2 被害状況

(1) ごみピット内の機器等の損傷

損傷のほとんどは、火災に伴う“熱”によるものと推察する。

【工場棟】

- ・ 照明設備（ごみピット・脱臭装置室）
- ・ 消防設備（火災感知器）
- ・ 放水銃〔2基中1基〕
- ・ 放送設備（構内放送用）
- ・ 電話設備（ごみピット内・構内連絡用）〔2式〕
- ・ 天窓（採光用）
- ・ ガラス（ごみピット内部確認用：クレーン操作室・見学者通路）
- ・ 外壁

【受入供給設備】

- ・ ごみクレーン（ごみピット内：攪拌・焼却炉投入用）〔2基中2基とも〕
- ・ ホイストクレーン（ごみクレーン付属メンテナンス用）〔2基中2基とも〕
- ・ 自動窓洗浄装置（クレーン操作室・見学者通路のガラス窓用）
- ・ 可燃性粗大ごみ破碎機（ホース部分の損傷）
- ・ ダンピングボックス扉（ごみピットへの投入扉）

【計装制御設備】

- ・ 監視カメラ（ごみピット監視用）〔ごみピット：2台、投入ホッパ：3台〕

【その他設備】

- ・ 脱臭装置（ごみピット内空気用）
- ・ ホッパーレベルセンサ（ごみ量測定用）〔超音波センサ：3台〕
- ・ エア一配管（ごみピット監視カメラ内部への埃侵入防止用）
- ・ ガス検知器（ごみ汚水移送ポンプ室内用）

(2) ごみピット以外の設備等の損傷

焼却炉を含め、ごみピット以外の設備については、損傷は無かつた。

(3) 人的被害

けがなどの人的被害は、無かつた。

3 出火原因

- ・ 出火原因については、ごみピットのクレーンが損傷を受け、燃えたごみの内部などを調査できないことから、本報告書の発行時点では、「不明」である。
- ・ ただし、火災発生時に休炉中であったことから、ごみピット内にも火の気が無かったものと推測できるため、焼却ごみに混入していた危険ごみのスプレー缶やライター、リチウムイオン電池などを、クレーン操作で圧壊したことにより、出火したのではないかと推察している。

第4 火災による影響

1 周辺の生活環境

- ・ 火災による煙や消火活動に伴う水蒸気などが発生し、未処理のごみの臭気とともに外部に流出したと考えられるが、近隣の市民等から苦情などは寄せられなかった。
- ・ 消火に使用された水は、ごみピット内にたまり、施設外への流出等は無かつた。

⇒ 以上のことから、周辺の生活環境への影響は、認められない。

2 ごみ処理

(1) 焼却ごみ

- ・ 焼却ごみを処理できる本市の清掃工場は、今回火災が発生した「クリーンパーク茂原」と、市の北部、宇都宮市下田原町に立地している「クリーンセンター下田原」の2か所である。
- ・ 今回、「クリーンパーク茂原」で発生した火災は、運び込まれた“焼却ごみ”を一時的に貯留しておく「ごみピット」内で起こったものであり、長時間にわたって燃えたため、火災の熱などによって、清掃工場内の多くの設備、特に、ごみを焼却炉に運ぶクレーンなどの基幹設備が大きく損傷した。

- ・ このため、「クリーンパーク茂原」において、ごみを焼却できなくなり，“焼却ごみ”的受け入れを一時的に停止した結果、本市のごみ焼却能力の約7割を失うことになり、このままでは、本市における家庭系“焼却ごみ”的週2回収集を維持できなくなるだけでなく、事業系の“焼却ごみ”も処分できなくなるという、これまでに例のない非常事態に陥った。
- ・ これらの状況を受け、“焼却ごみ”的収集停止による市民生活の大きな混乱を何とか避けられるよう、緊急対応として、他の自治体の清掃工場のほか、民間の廃棄物焼却施設に“焼却ごみ”的処分を受け入れていただけるよう、法令に基づきながら調整を図ったところ、多くの施設に焼却処分の御協力をいただくことができるようになった。
- ・ しかしながら、他の自治体等へ協力を依頼した“焼却ごみ”的処分予定量を合計しても、一時的に失われた「クリーンパーク茂原」の焼却能力量をカバーできないため、市民の皆様へ、当面の間、“焼却ごみ”的5割削減を要請している。
- ・ これらの対応により、火災事故の発生以降も、本市における家庭系“焼却ごみ”的週2回収集を何とか維持できている。

(2) その他のごみ

- ・ 「クリーンパーク茂原」の敷地内にあるリサイクルプラザは、今回の火災事故による損傷が無かったことから、通常どおり稼働している。
- ・ このため、“焼却ごみ”的以外の不燃ごみや、びん・缶・ペットボトルなどの資源物、危険ごみなどの収集・処分は、火災事故にかかわらず、通常どおりに実施している。

3 費用

約55億円 [補正予算で対応]

(施設の復旧：約12億円、他自治体へのごみ処理委託：約37億円など)

第5 火災事故の経過

【令和4年1月28日（金曜日）】

- ・ 焼却炉の定期整備工事を行うため、2月12日（土曜日）までの予定で、3つある焼却炉の全てを休止した。
- ・ 焼却炉の休止中であっても、通常どおり、「ごみピット」に“焼却ごみ”を受け入れていた。

【令和4年1月31日（月曜日）】

20:00～0:00

- ・ 「クリーンパーク茂原」における「焼却施設の運転管理業務」を受託する事業者（以下「受託者」という。）の従業員3名（以下、それぞれ「所員A」「所員B」「所員C」という。）が、当日の夜勤業務に就いた。
- ・ 所員Aは、「中央制御室」で、監視業務を実施
- ・ 所員Bは、「クレーン室」で、“焼却ごみ”的搅拌作業を実施
- ・ 所員Cは、施設内の巡回業務を実施後、「クレーン室」に移動し、“焼却ごみ”的搅拌作業を実施

【令和4年2月1日（月曜日）】

0:00

- ・ 所員Aは、「中央制御室」で、監視業務を実施
- ・ 所員Bは、「灰クレーン室」に移動、その後「中央制御室」で監視業務を実施
- ・ 所員Cは、クレーンによる、ごみピット内の“焼却ごみ”的搅拌作業を終了

0:05

- ・ 所員Bは、「灰クレーン室」から「中央制御室」へ移動し、監視業務を実施
- ・ 所員Aは、「中央制御室」での監視業務から、休憩に移行
- ・ 所員Cは、「クレーン室」から「中央制御室」に移動し、休憩に移行

1:00

- ・ 所員Aは、休憩から「中央制御室」に入り、監視業務を実施
- ・ 所員Bは、「中央制御室」での監視業務から、休憩に移行
- ・ 所員Cは、引き続き、休憩

1 : 5 1

- ・ 「中央制御室」で、ごみピットの火災発報
- ・ 所員Aは、「中央制御室」から、休憩していた所員Bと所員Cを招集
- ・ 所員Bは、所員Aの指示により、「中央制御室」から「クレーン室」に移動
- ・ 所員Cは、「中央制御室」で待機

1 : 5 5

- ・ 所員Bは、「クレーン室」から、「ごみピット」の状況を目視で確認したところ、プラットホームNo.6 扉付近で、オレンジ色の光を確認
- ・ 所員Aは、「中央制御室」で、所員Bから「ごみピット」の状況報告を受ける。
- ・ 所員Cは、「中央制御室」で待機

1 : 5 6

- ・ 所員Aは、「中央制御室」から、所員Bに初期消火を指示した後、「ホッパーステージ」に移動
- ・ 所員Bは、放水銃（No.2）で、初期消火を開始
- ・ 所員Cは、「中央制御室」で、監視業務を実施

1 : 5 8

- ・ 放水銃の設置箇所に通じる作業用通路に煙が流入し、通路の天井に設置した火災報知器が発報

1 : 5 9

- ・ 所員Aは、「ホッパーステージ」から「中央制御室」へ戻り、所員Cに対し、「クレーン室」から放水銃を操作し、初期消火を支援するよう指示
- ・ 所員Cは、「中央制御室」から「クレーン室」に移動し、放水銃（No.2）で、初期消火を実施
- ・ 所員Bは、「クレーン室」での放水銃（No.2）による消火活動を所員Cに引き継ぎ、「ホッパーステージ」に移動して、「ごみピット」の状況を確認
⇒ 煙で炎の確認が困難

2 : 0 5

- ・ 所員Aは、「中央制御室」で監視業務を継続
- ・ 所員Cは、「クレーン室」から放水銃（No.2）を操作し、初期消火を継続
⇒ 煙で炎の確認が困難
- ・ 所員Bは、「給水設備室」に移動し、給水状況を確認

2 : 13

- ・ 所員Aは、受託者の現場責任者（以下「所長」という。）に連絡
⇒ 所長から、初期消火活動を継続するよう指示

2 : 30

- ・ 所長が現地へ到着

2 : 35

- ・ 所長が、「プラットホーム」No.6扉から、目視により炎を確認
⇒ 所長は、所員Cに、放水銃（No.1）での初期消火を指示 → 作動せず
- ・ 所員Bは、「給水設備室」から「プラットホーム」に移動
- ・ 所員Aは、「中央制御室」で監視業務を継続

2 : 45

- ・ 所長が、消防へ119番通報
- ・ 受託者の現場副責任者（以下「副所長」という。）が現地へ到着
- ・ 所長が、クリーンパーク茂原の副場長（市職員）に状況報告

2 : 56

- ・ 消防が現地へ到着 → 「プラットホーム」から消火活動を開始

3 : 00

- ・ 警察が現地へ到着

3 : 30

- ・ 副場長が現地へ到着

3 : 53

- ・ クリーンパーク茂原の場長（市職員）が現地へ到着
⇒ 現地対策本部を設置

11 : 30

- ・ 消防から要請
⇒ 火災の鎮圧状況を確認するため、クレーンを用いて「ごみピット」表層部のごみを移動してほしい。
- ・ クレーンが作動しない状況を確認

18 : 00

- ・ 消防が、火災を鎮圧したと判断
※ 鎮圧：火災の勢いが弱まり、延焼のおそれがなくなった状態

【令和4年2月2日（火曜日）】

10：13

- 放水銃（No.2）による放水を停止

16：00

- 消防が、火災鎮火と判定

【令和4年2月4日（木曜日）】

9：30

- 消防と警察が、合同での現場調査を実施

第6 火災事故に関する検証

1 運営体制

（1）施設の運営体制

施設の整備に関することや総務的な業務は市が行っており、運転管理に関するのみ業務委託としている。

ア 業務分担

（ア）市

クリーンパーク茂原全体（管理棟・焼却棟・リサイクルプラザ）の施設管理（整備工事、修繕工事など）

（イ）受託者

焼却施設の運転管理業務（運転管理、保守点検、防火管理など）

※ 焼却施設の運転管理は専門性が高く、ノウハウが必要であるため、従事者のシフトなど、運営に関する業務の詳細については、受託者の裁量に任せている状況である。

イ 夜間・休日における配置人数

配置人数	市の想定 (委託の積算基準)	受託者の配置	<参考>全都清※ の積算要領
通常時	6人	6人	6人
全炉休止中 (年間2週間程度)	3人	3人	3人

※ 公益社団法人 全国都市清掃会議

廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、事業の効率的な運営や技術改善のために必要な調査、研究等を行う団体

<参考> 受託者の全炉休止中の夜勤シフト（目安）

時間帯	中央制御室監視	クレーン操作	現場巡視	待機（休憩）
20～22時	1人	0～1人	1～2人	0人
22～2時	1人	1人	0人	1人
2～6時	1人	0人	0人	2人
6～8時	1人	1～2人	0～1人	0人

中央制御室監視：中央制御室在室で連絡、警報対応

クレーン操作：ごみクレーン操作、点検、清掃作業

現 場 巡 視：各室・場外巡視、点検、清掃作業等

待機（休憩）：中央制御室の隣室で待機

ウ 監視体制

(ア) モニター監視（監視カメラ）

- ・ ごみピットについては、監視カメラの映像を中央制御室から2台のモニターにより監視
※ ごみピット内への滑落などを監視するため、2方向から撮影

(イ) 直接監視（作業者による目視）

- ・ クレーン作業を行う際、クレーン室からごみピットの状況を目視で確認
- ・ プラットホームやホッパステージなどで作業を行う際、それぞれの場所から異常がないか、目視で確認（ごみの搬入時間帯や焼却炉の稼働時）

(2) 火災発生当日の状況

ア 火災発生前（火災覚知システムによる発報前）

- ・ 3名で、中央監視業務・クレーン操作・施設内の巡視を実施
- ・ クレーン作業終了（0時）後、中央監視業務1名、休憩2名の勤務体制に移行

イ 火災発生後（火災覚知システムによる発報後）

- ・ 発報後、直ちに中央制御室に3名全員が集合し、初期消火活動を開始
- ・ 中央制御室には常に1名が駐留し、連絡業務を実施

(3) 検証

- ・ 全炉休止中の夜間に必要な業務は、中央制御室での監視業務・クレーン室でのクレーン操作・各現場の巡視があり、各業務は独立していることから、市は少なくとも3名の作業員が必要と想定していて、受託者もそのとおり配置し、市が確認していた。
- ・ 全炉休止中の夜勤シフトについては、受託者が作成した目安であって、その日のごみの量によってクレーン作業終了時間が異なるなど、流動的なものであり、火災発生当日においては、クレーン作業終了後（午前0時）以降、ごみピットの監視は、中央制御室でのモニター監視（1名）の体制に移行している。

- ・ 中央制御室でのごみピット監視カメラの映像は、ごみの搬入時間のみ録画している状況であり、火災発生時の映像はないことから、煙の発生（火災の進行）状況や煙の映り具合を確認する手段は、無い状況である。
- ・ これまで火災の兆候である発煙を認知できたケースでは、業務従事人数が多い日の時間帯に従事者が発見し、火災の未然防止につながっていることから、ごみの搅拌作業後の一定時間、状況確認を行うなど、きめ細かな監視の実施により、早期発見できた可能性もあると推察される。

[参考]

- ・ ごみピット内は、監視カメラで撮影しているが、録画容量（VHSテープ）の関係で夜間は録画していなかった。
- ・ ごみピットでの発煙（目視での認知）の発生件数 *(H : 平成 R : 令和)*

	H 29	H 30	R元	R 2	R 3
発生件数	0 件	0 件	0 件	3 件	1 件
発生月	—	—	—	8月, 9月, 10月	9月

※ 発生した時間帯は、全て日中（8:30～17:00）であり、全ての案件とも、自衛消防隊が放水銃で対応した。

2 火災警知システム

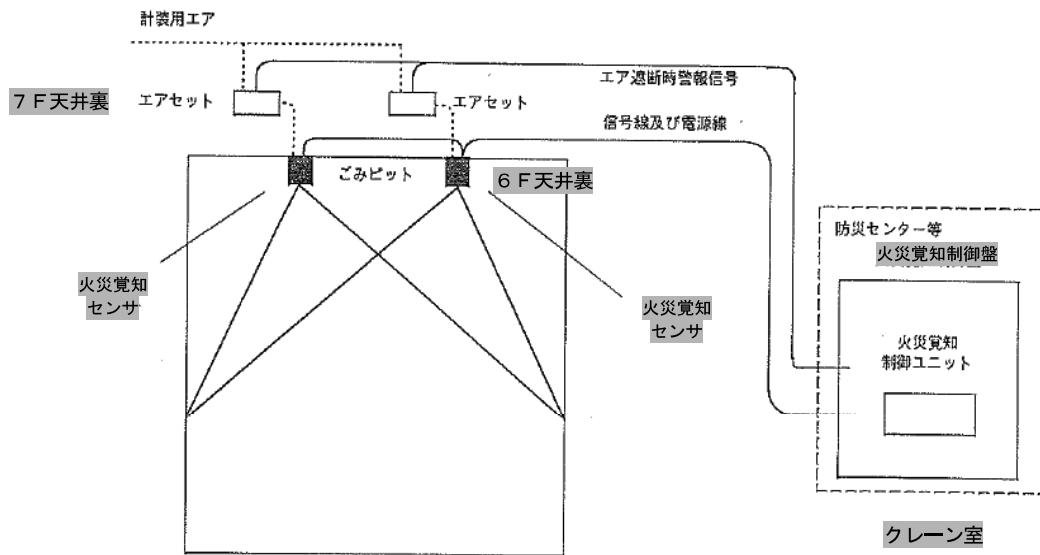
（1）システムの概要

ア 設備内容

導入した時期は、焼却施設の設置と同時（平成13年）

項目	仕様
火災警知方式	炎の特徴である「ゆらぎ」を検出 (赤外線画像を画像処理)
火災警知感度	距離 50 m以内 (0.1 m ² 火皿 n-ヘプタン火災) ※ ピット底面からセンサまでの距離：約 47 m
火災警知速度	30 秒以内

[参考] 火災警知システムイメージ図



イ 設計当時の考え方

ごみピットは、一般的に「粉じんが発生しやすい」、「天井が高い」、「當時人がいない」など、通常の建物とは異なる特徴を有することから、煙感知や熱感知といった消防法に基づく火災報知設備ではなく、炎を感じる火災警知システムを設置している。

煙感知器：煙による光の乱反射を感じる構造

⇒ ごみピットは粉じんが発生することから誤作動が多くなるため不向き

熱感知器：感知器の設置場所での空間温度の上昇を感じる構造

⇒ ごみピットは、天井が高く設置場所の空間温度が上昇し、感知するまで時間を要するため不向き
(体育館程度の天井高までは有効)

ウ 維持管理状況

- ・ 設備点検については、外部専門業者への業務委託により実施
- ・ 消防法に基づく法定点検と併せ、火災警知システムも点検

[直近の点検状況]

令和3年2月	総合点検	⇒ 消耗品交換の指摘のみ
9月	機器点検	⇒ 消耗品交換の指摘のみ
(令和4年2月)	総合点検	※ 火災発生のため実施できず

エ 過去の作動状況

直近の5年間（平成28年度～令和2年度）は、火災警知システムが作動したことは無かった。

(2) システムの作動状況（再掲）

午前1時51分 「火災覚知システム」が火災を検知し、中央制御室で発報

58分 放水銃に通じる作業用通路に煙が流入し、通路の天井に設置した火災報知器が発報

(3) 検証

- 火災覚知システムによる発報（炎を検知）は、午前1時51分であるが、消防局の見解では、火災発生はクレーン操作終了後の午前0時から0時30分頃とされている。火災発生の推定時刻から炎の出現まで、1時間20分以上の時間を要しており、発報直後のごみピットは煙が発生していたことを勘案すると、ごみの内部で火がくすぶり続け、ごみの表面に到達した時点で火炎が発生したと推察される。
- 消防法に基づく、年1回の消防設備点検と併せて、火災覚知システムの点検を行っており、火災発生当日においては、火災覚知システムが最初に発報していることから、システムそのものは正常に作動したことが確認できる。
- 現行の火災覚知システムでは、炎が発生するまで火災として感知できないことから、炎以外の検知方法やシステムを補完する仕組みなどがあれば、火災を早期発見できた可能性があると推察される。

3 消火設備の運用、消防設備の維持管理

(1) 消防設備等

ア 設備の種類

- | | | |
|------------|---------|----------|
| ・ 自動火災報知設備 | ・ 放水銃設備 | ・ 消火栓設備 |
| ・ 消防用水 | ・ 消火器 | ・ 非常放送設備 |
| ・ 火災覚知システム | | |

イ 維持管理状況

(ア) 点検

設備点検については、外部の専門業者に業務委託で実施

[直近の点検状況]

令和3年2月	総合点検 ⇒ 消耗品交換の指摘のみ
9月	機器点検 ⇒ 消耗品交換の指摘のみ
(令和4年2月)	※ 火災発生のため実施できず

(イ) 訓練

放水銃訓練（ごみピット火災想定：クレーン担当者の全員が実施）

令和3年5月21日・24日

※ 2基とも、ごみピット全範囲に届くことを確認

(2) 火災発生時の作動状況

- ・ 火災覚知システム・・・・・・・・・・・・ 正常に作動
- ・ 自動火災報知設備・・・・・・・・・・・・ 正常に作動
- ・ 放水銃設備・・・・・・・・ [No.2：火元に近い方] 正常に作動
[No.1：火元に遠い方] 火災発報 4 分後
放水 → 作動
首振 → 不可
- ・ 上記以外の使用した消防設備・・・・・・・・ 正常に作動

(3) 火災発生時の消火設備の使用状況

ア 放水銃設備

- ・ 初期消火作業は、火元に近い放水銃 [No.2] を使用（火災鎮圧まで継続）
- ・ 放水作業は、ごみピットに煙や水蒸気が多かったため、炎を目視できない状況で実施
- ・ その後、水量を増加させるため、放水銃 [No.1] を使用
⇒ 放水できたが、首振りができないため、火元に向けられず

イ 屋内消火栓設備

- ・ 消防の消火活動時に有効に使用

(4) 検証

- ・ 受託者のクレーン担当者全員が放水銃を用いた放水訓練を行っており、煙や水蒸気の影響により、炎の目視が難しい状況の中においても、火元に近い放水銃 [No.2] を使用した初期消火活動を実施したことが確認できる。
- ・ また、初期消火に当たっては、プラットホームやホッパステージから無線で放水位置を指示するなど、鎮圧に向けて努めたものの、炎の目視が難しい状況であったことから、システムと連動した放水設備であれば、より効果的な消火活動が可能になると推察される。
- ・ 消防法に基づいた消防設備の定期点検のため、毎年度、市の発注により消防設備保守点検業務を専門業者へ委託しており、例年9月に機器点検、2月に放水試験などの総合点検が行われている。また、令和3年5月に受託者の従業員を対象とし、ごみピット火災を想定した訓練が行われており、放水銃2基とともに正常稼働したことが確認されていることから、消防設備の維持管理は適切に行われていた。
- ・ 首振り機能を喪失していた放水銃 [No.1] 設備については、修繕に向け、設備内部を確認したところ、モーターと配線が焼損しており、点検時には正常に動作していたことから、火災によるものと推察される。

写真1 放水銃 [No. 1]：外観

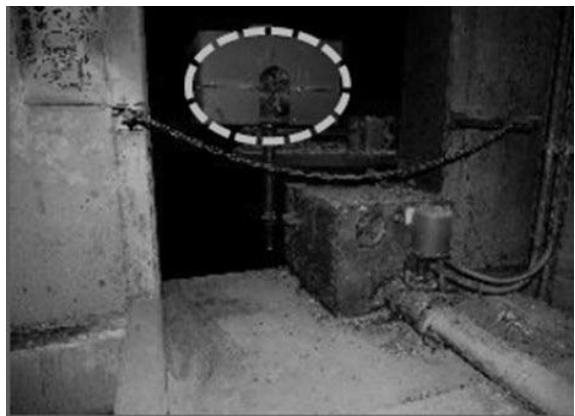
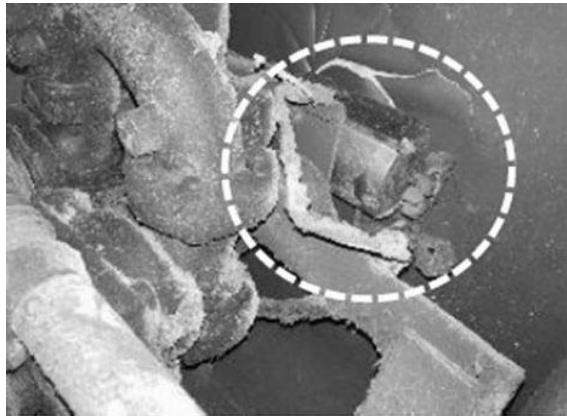


写真2 放水銃 [No. 1]：内部



[その他（関連する設備）]

- 今回の火災発生時、ごみピットの臭気対策として、脱臭装置が稼働したままの状態であった。マニュアル等に運用の規定はなく、今般の火災と脱臭装置稼働の因果関係は不明であるが、火災発生時、空気を送らないことが基本とされている。

4 119番通報までの初動対応

(1) ごみピット火災マニュアル（初期消火）の内容

ア 119番通報

	昼	夜・休日
通報の判断基準 (タイミング)	場長（市）が判断	初期消火が不可の時
通 報 者	場長（市）	班長（※）

※ マニュアルでは班長になっているが、実際の運用においては、当直の班長か副班長、又は班長から連絡を受けた所長か副所長が、通報することになっている。

イ マニュアルで想定した対応方法と配置人数

		昼	夜・休日
指揮・命令	ごみピットの監視、連絡業務など	1人	1人
初期消火	放水銃の操作	2人	1人
車両誘導	搬入車両等の誘導など	1～2人	
その他	放水銃水槽の水量確保など	1～2人	1人
	合計	6人	3人

※ マニュアルは、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成18年12月、環境省）に基づいて作成したものであり、業務委託契約に基づいて受託者が作成し、市が承認している。

(2) 火災発生時の対応

ア 従事者の対応経過

本報告書の9ページ「第5 火災事故の経過」を参照

イ 119番通報

通報時刻 ・・・ 午前2時45分（発報から54分後）
 通報者 ・・・ 所長（受託者）
 通報の判断 ・・・ 放水銃設備で消火できないと判断した時点

⇒ 消防からは、「遅滞なく通報するように」との指導あり

[参考] 消防法（抜粋）

第24条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

(3) 検証

- 火災覚知システムの発報後、受託者はマニュアルに基づき、直ちに初期消火活動を開始し、発報から54分後に、「放水銃による初期消火が不可」とあると判断し、119番通報を行っており、マニュアルに沿って行動したものであるが、マニュアルでは、119番通報に当たり、具体的な判断基準まで示していなかった。
- 受託者は市が承認したマニュアルに則った消火活動を行っていたが、可能な限り、速やかな通報を行うことが望ましい。

- このため、火災が拡大するおそれもあったことから、火災覚知後、中央制御室の班長または副班長が、直ちに119番通報を行うよう既にマニュアルを改定している。

[参考（再掲）]

ごみピットでの発煙（目視での認知）の発生件数 (H：平成 R：令和)

	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
発生件数	0 件	0 件	0 件	3 件	1 件
発生月	—	—	—	8月、9月、10月	9月

※ 発生した時間帯は、全て日中（8:30～17:00）であり、全ての案件とも、自衛消防隊が放水銃で対応した。

5 出火原因

（1）出火原因

現在のところ不明

⇒ 出火原因については、今後、消防が追加検証を予定

※ 追加検証には、ごみピットからごみを取り出す必要があることから、クレーン復旧後の8月下旬に実施することを予定しているが、ごみを全量取り出すことが難しく、また、ごみ 자체も消火により水没してしまったことから、出火原因の特定は難しいものと推測する。

（2）検証

- 出火原因については、受託者に聴取した結果、搬入されたごみ以外から出火した可能性は限りなく低く、搬入された廃棄物に混入した危険ごみ（スプレー缶やライター、リチウムイオン電池等）が、クレーン作業で圧壊したことにより、出火したものと推察される。（他の自治体での、ごみ処理施設やパッカ一車の火災においても同様の原因）

⇒ スプレー缶やライター等の焼却ごみへの混入によるものと推察（消防）

[参考] ごみの組成を分析する調査（平成25年度）では、収集した家庭系の焼却ごみに、0.03%の割合で、発火のおそれのあるライターやスプレー缶が混入していたことを確認している。

※ 概ね3年に1度、当該調査を実施しているものの、危険ごみの内訳まで確認したのは、直近では平成25年度である。

6 各種法令等に基づく解釈

第7 火災事故防止に向けた再発防止策

第8 事故対策委員会の経過と委員名簿

1 事故対策委員会の経過

- 第1回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会
日時：令和4年6月2日（木曜日）午前10時30分～午前11時30分
場所：宇都宮市役所 14C会議室
議事：
 - ・クリーンパーク茂原の火災事故に関する事故対策委員会について
 - ・クリーンパーク茂原の火災について
- 学識委員（外部委員）によるクリーンパーク茂原の火災事故現場の視察
日時：【第1回】令和4年6月28日（火曜日）午前10時～正午
【第2回】令和4年7月1日（金曜日）午後2時～午後4時
場所：クリーンパーク茂原 焼却施設 工場棟
参加委員：【第1回】3名（学識委員全5名のうち）
【第2回】2名（　　〃　　）
- 第2回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会
日時：令和4年7月5日（火曜日）午後2時～午後3時30分
場所：宇都宮市役所 議会棟 第2委員会室
議事：火災事故に関する検証について
- ★○ 第3回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会
日時：令和4年8月4日（木曜日）午後2時～午後 時 分
場所：宇都宮市役所 議会棟 第2委員会室
議事：
 - ・
 - ・
- ★○ 第4回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会
日時：令和4年 月 日（曜日）午前 時 分～午前 時 分
場所：宇都宮市役所
議事：
 - ・
 - ・
- ★○ 第5回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会
日時：令和4年 月 日（曜日）午前 時 分～午前 時 分
場所：宇都宮市役所
議事：
 - ・
 - ・

2 委員名簿

宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会 委員名簿			
	氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
宇都宮市	酒井 典久	副市長	委員長
	大竹 信久	行政経営部 部長	
	青木 克之	総合政策部 部長	
	青木 容子	理財部 部長	
	船山 伸一	環境部 部長	副委員長
学識委員	青木 隆夫	栃木県弁護士会	弁護士
	酒井 保藏	宇都宮大学 工学部 准教授	学識経験者
	錦 慎之助	帝京大学 理工学部 講師	学識経験者
	藤原 由房	宇都宮市自治会連合会 会長	市民代表
	藤原 周史	一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局 環境事業第三部 部長	廃棄物処理専門家

資料編 目次

1 事故対策委員会 会議資料

(1) 第1回 事故対策委員会	資料P. ●
○ 資料1 「宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会について」	
○ 資料2 「クリーンパーク茂原の火災について」 <ul style="list-style-type: none">・ 別紙2-1 「現場写真・断面図・平面図」・ 別紙2-2 「クリーンパーク茂原における火災事故の経過とポイント」	
(2) 第2回 事故対策委員会	資料P. ●●
○ 資料 「火災事故に関する検証について」 <ul style="list-style-type: none">・ 別紙1 「検証1：運営体制」・ 別紙2 「検証2：火災警知システム」・ 別紙3 「検証3：消防設備の運用」 「検証4：消防設備の維持管理」・ 別紙4 「検証5：119番通報までの初動対応」・ 別紙5 「検証6：出火原因」・ 別紙6-1 「検証7：各種法令等に基づく解釈」・ 別紙6-2 「」	
(3) 第3回 事故対策委員会	資料P. ●●
○ 資料1 「検証7：各種法令等に基づく解釈」	
○ 資料2 「再発防止策について」	
※ 会議資料3は、報告書（素案）であるため省略	
(4) 第4回 事故対策委員会	資料P. ●●
※ 会議資料は、報告書（案）であるため省略	
(5) 第5回 事故対策委員会	資料P. ●●
※ 会議資料は、報告書であるため省略	
2 参考資料	資料P. ●●

第9 資料編

(1) ●●●●●●●●

(2) ●●●●●●●●

(3) ●●●●●●●●

(4) ●●●●●●●

(5) ●●●●●●●

宇都宮市クリーンパーク茂原事故対策委員会報告書

発 行 宇都宮市

事務局 宇都宮市 環境部 廃棄物対策課
宇都宮市旭1丁目1番5号
電話番号 (028) 632-2928

作 成 令和4年8月